

# 広報 やまこし

1977  
9/1  
第111号

発行 新潟県古志郡山古志村役場 電話 竹沢局 (025859) 2331 (代表) 印刷 大川印刷株式会社



放水訓練

迫力ある分列行進

機械器具点検

## 住民の信頼を担って =秋季消防演習＝(8月25日) 人員・機械器具異状なし

防火思想の普及も演習目的の一つです。火の取扱いに注意しましょう。

| 村の人口                           |                      | =8月1日現在=                 |
|--------------------------------|----------------------|--------------------------|
| 世帯数                            | 人口                   |                          |
| 959                            | 3,916人               | (男 1,962人)<br>(女 1,954人) |
| 出生 2人<br>(男 1・女 1)             | 死亡 3人<br>(男 2・女 1)   | ○共同募金のつかいみち              |
| 7月中の住民移動<br>転入 5人<br>(男 2・女 3) | 転出 20人<br>(男 11・女 9) | ○善意の献血に感謝                |

### 主な記事

- お年寄りに記念品を
- 共同募金のつかいみち
- 善意の献血に感謝
- 山古志村撮影会(全写連)
- 東竹沢小学校デザイン決る
- 国民年金が改正されました
- 交通量調査結果
- 援護関係法律の一部改正
- 種芋原局の電話がダイヤルに

昭和52年9月 広報やまこし

## 種芋原局の電話が

ダイヤル式に変わります



市外局番をお忘れなく

—9月7日午後2時から—

一、平病死亡に係る遺族年金等の支給範囲の拡大  
勤務に関連する傷病による不具廻疾の程度が第一～五款症までの程度の障害年金受給者が、その給付の支給事由である傷病式に切替えになり、竹沢局に統合されます。

二、電話番号は竹沢局×××番に変わります。

新しい電話番号は、新電話帳(補正版)でお調べください。

三、ダイヤル式に切替後は、新しい電話機でお話し下さい。

四、切替当日(9月7日)は作業のため、午後2時前後に数分間通話がとぎれることがありますので、電話をおかけにならないで、電話をおかけにいたします。

五、引き続き六ヶ月以上戦地に勤務し、当該戦地勤務終了後一年(結核・精神病の場合三年)以内に死亡した軍人・軍属であつた者の遺族。

六、昭和十二年七月七日以後の公務上の傷病に併発した傷病により、準軍属たる期間経過後六年(結核・精神病の場合十二年)以内に死亡した軍人・軍属であつた者の遺族。

七、昭和十二年七月七日以後の公務上の傷病に併発した傷病により、準軍属たる期間経過後六年(結核・精神病の場合十二年)以内に死亡した準軍属であつた者の遺族。

八、支給対象範囲の拡大

九、(1)満洲事変対象者  
昭和六年九月十八日から昭和

### 援護関係法律の一部改正

#### 支給対象範囲の拡大など

#### ※支給対象となる遺族

#### 二、遺族の範囲の拡大

#### (1)三親等内親族対象者への支給

#### 戦没者等の遺族で、配偶者・

#### 子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹

#### 妹が昭和五十年四月一日前にす

#### りて死亡又は失権していた場合

#### に、戦没者の戦没時まで引き

#### 続く、一年以上生計維持又は生

#### 計同一にあつた、三親等内の親

#### 族にも、特別弔慰金一千万円が

#### 支給されることになりました。

#### (2)三親等内親族となる主なもの

#### は次の者であります。

#### ア、戦没者の伯叔父母・甥姪・

#### 曾祖父母及び曾孫(血族)

#### イ、戦没者の三親等内の血族の

#### 配偶者(姻族)

#### ウ、戦没者の配偶者の父母・曾

#### 父母・曾祖父母・兄弟姉妹・

#### 伯叔父母・甥姪(姻族)

#### 三、請求期限は昭和五十二年十月一日から昭和五十五年九月三十日までです。

#### 特別給付金支給法について

#### ◎ 昭和51年改正された援護

#### 法により、遺族年金又は遺族給

#### 与金を受け取ることができるよ

#### うになった戦没者等の妻・父母

#### ・祖父母の方に今年(52年)か

#### ら、特別給付金が支給されるこ

#### とになりました。

#### くわしくは役場係へ。

#### し尿汲取を急いでください

し尿汲取を希望される世帯へ、現在ある程度貯っている処は、早急に住民課へ申込んでください。雪の降るまでにはと思っていましたが、山古志村で処理場に投入できる量は、一日一台と限られており、それも十月

三十一日までとなつております。従つて一度に申込みが集中しても希望に応じられない事態も考えられますので、それぞれのご家庭の便槽の大きさを考えられて、早くめに汲んで頂くようお願いします。

住民課

# 敬老の日 九月十五日

長寿を祝つて記念品を

九月十五日は「敬老の日」、各

地で敬老会など、お年寄りに対する各種の行事が行なわれます。

お年寄りをいたわり、はげます。

この日にちなんで、ことしも長寿

を祝つて次のかたがたに記念品や

色紙などが贈られることになります。

した。

ことし満九十歳になられた

佐藤 いしさん(虫巣)に

新潟県知事より座ぶとんが

贈られます。

また、ことし満八十歳になられ

た次の九人の方に、村社会福祉協

議会より毛布が贈られます。

種芋原 (敬称略)

坂牧 ハル(采一郎方)

小幡 タキ(福松方)

坂牧久一郎(本人)

小川 庄松(久一方)

金内 セツ(伝太郎方)

二丁野 星野 ムツ(行栄方)

星野 キヨ(作造方)

星野 キノ(春長方)

小川 金作(金雄方)

小松倉 間内平

星野 キヨ(作造方)

星野 キノ(春長方)

坂牧 ハル(采一郎方)

小幡 タキ(福松方)

坂牧久一郎(本人)

小川 庄松(久一方)

金内 セツ(伝太郎方)

二丁野 星野 ムツ(行栄方)

星野 キヨ(作造方)

星野 キノ(春長方)

坂牧 ハル(采一郎方)

小幡 タキ(福松方)

坂牧久一郎(本人)

小川 庄松(久一方)

金内 セツ(伝太郎方)

二丁野 星野 ムツ(行栄方)

星野 キヨ(作造方)

星野 キノ(春長方)

坂牧 ハル(采一郎方)

小幡 タキ(福松方)

坂牧久一郎(本人)

小川 庄松(久一方)

金内 セツ(伝太郎方)

二丁野 星野 ムツ(行栄方)

星野 キヨ(作造方)

星野 キノ(春長方)

坂牧 ハル(采一郎方)

小幡 タキ(福松方)

坂牧久一郎(本人)

小川 庄松(久一方)

金内 セツ(伝太郎方)

二丁野 星野 ムツ(行栄方)

星野 キヨ(作造方)

星野 キノ(春長方)

## 赤い羽根共同募金のつかいみち

「国民たすけあい共同募金」は赤い羽根で親しまれ、毎年この運動が行われていますが、五十一年度の実績とつかいみちについて、歳末募金と併せてお知らせします。

なお、ことしも十月一日よりこの運動が実施されますので、みなさんの善意をおねがいします。

## お年寄りと税金

あつても所得税はかかりません。また、収入金額が百四十八万円以下であれば、配偶者控除や扶養控除の対象になることができます。

生計をいつしょにしている親族

で、所得が一定額以下の人に

ては、配偶者控除や扶養控除とし

て一人当たり二十九万円を所得金額

から差引くことができますが、こ

の控除の対象となる親族が七十歳

以上のお年寄り(障害者でない人)

であるときは、一人当たり二十九万円の代りに三十五万円を差引くこ

とができます。

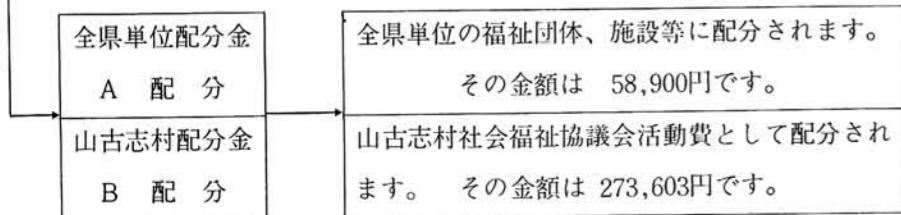
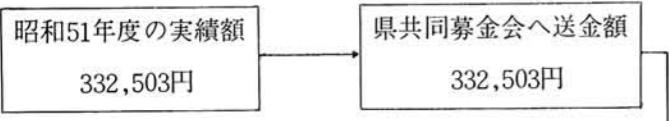
なお、その方が障害者であると

きは、扶養控除二十九万円と障害

詳しいことは税務署・税務相談

室にお尋ねください。

## ☆あかい羽根共同募金のつかいみち



## ☆歳末募金のつかいみち

募金実績額 182,788円 (不足分 5,212円社会福祉協議会から支出)

| 福祉施設入所者歳末見舞 |     |    |         | 在宅者歳末見舞 |     |    |         |
|-------------|-----|----|---------|---------|-----|----|---------|
| 種別          | 施設数 | 人員 | 見舞金額    | 種別      | 施設数 | 人員 | 見舞金額    |
| 精薄児施設       | 2   | 2  | 4,000円  | 低所得世帯   | 15  | 45 | 30,000円 |
| 身体不自由児施設    | 2   | 5  | 10,000  | 身障児(者)  | 8   | 8  | 16,000  |
| 他の児童施設      | 1   | 2  | 4,000   | 長期療養者   | 13  | 13 | 26,000  |
| 医療保護施設      | 1   | 4  | 8,000   | 計       | 36  | 66 | 72,000  |
| 身障者福祉施設     | 1   | 1  | 4,000   |         |     |    |         |
| 医療保護施設      | 9   | 34 | 68,000  |         |     |    |         |
| 老人福祉施設      | 4   | 10 | 20,000  |         |     |    |         |
| 計           | 20  | 58 | 116,000 |         |     |    |         |

② 国民年金や厚生年金などの公的年金や恩給を受けている人はこれらの収入金額から、老年者年金特別控除七十八万円、給与所得控除五十五万円、基礎控除二十九万円が受けられますから、百八十万円の収入金額が従って、公的年金や恩給だけの収入金額の人は、老年者年金特別控除七十八万円、老年者年金特別控除七十八万円、給与所得控除五十五万円、基礎控除二十九万円を差引くことができます。

① 老年者控除として、所得金額から一二十三万円を差引くことができます。

☆お年寄りが受けられる特典年齢が六十五歳以上で所得金額が一千万円以下の人は次の特典が受けられます。

☆お年寄りが受けられる特典老年者控除として、所得金額から一二十三万円を差引くことができます。

従って、公的年金や恩給だけの収入金額の人は、老年者年金特別控除七十八万円、老年者年金特別控除七十八万円、給与所得控除五十五万円、基礎控除二十九万円が受けられますから、百八十万円の収入金額が



(2) 昭和52年9月 広報やまこし



県知事よりの色紙

九月十五日は「敬老の日」、各地で敬老会など、お年寄りに対する各種の行事が行なわれます。お年寄りをいたわり、はげます。この日にちなんで、ことしも長寿を祝つて次のかたがたに記念品や色紙などが贈られることになります。

議会より毛布が贈られます。

種芋原 (敬称略)

坂牧 ハル(采一郎方)

小幡 タキ(福松方)

坂牧久一郎(本人)

小川 庄松(久一方)

金内 セツ(伝太郎方)

二丁野 星野 ムツ(行栄方)

星野 キヨ(作造方)

星野 キノ(春長方)

小川 金作(金雄方)

小松倉 間内平

星野 キヨ(作造方)

星野 キノ(春長方)

坂牧 ハル(采一郎方)

小幡 タキ(福松方)

坂牧久一郎(本人)

小川 庄松(久一方)

金内 セツ(伝太郎方)

二丁野 星野 ムツ(行栄方)

星野 キヨ(作造方)

星野 キノ(春長方)

坂牧 ハル(采一郎方)

小幡 タキ(福松方)

坂牧久一郎(本人)

小川 庄松(久一方)

金内 セツ(伝太郎方)

二丁野 星野 ムツ(行栄方)

星野 キヨ(作造方)

星野 キノ(春長方)

坂牧 ハル(采一郎方)

小幡 タキ(福松方)

坂牧久一郎(本人)

小川 庄松(久一方)

金内 セツ(伝太郎方)

二丁野 星野 ムツ(行栄方)

星野 キヨ(作造方)

星野 キノ(春長方)

坂牧 ハル(采一郎方)

小幡 タキ(福松方)

坂牧久一郎(本人)

小川 庄松(久一方)

金内 セツ(伝太郎方)

二丁野 星野 ムツ(行栄方)

星野 キヨ(作造方)

星野 キノ(春長方)

坂牧 ハル(采一郎方)

## 校章デザイン審査結果

|     |   | 氏名    | 住所       |
|-----|---|-------|----------|
| 選定  |   | 細井 孝  | 東竹沢小学校職員 |
| 優秀賞 | 金 | 佐藤 謙介 | 〃        |
|     | 銀 | 長島多寿子 | 山古志中学校生徒 |
|     | 銅 | 佐藤 清  | 東竹沢小学校職員 |
|     | 銅 | 五十嵐 信 | 虫 亀      |
|     | 銅 | 藤井 チセ | 梶 金      |
|     | 銅 | 関 要   | 山古志中学校生徒 |
| 佳作賞 |   | 松崎恵美子 | 〃        |
| 佳作賞 |   | 星野 清  | 〃        |
| 佳作賞 |   | 青木富士子 | 〃        |
| 佳作賞 |   | 矢久保直美 | 〃        |
| 佳作賞 |   | 五十嵐里美 | 〃        |
| 佳作賞 |   | 増田 浩和 | 東竹沢小学校児童 |
| 佳作賞 |   | 五十嵐恵一 | 山古志中学校生徒 |

## 校章デザイン決る

## 東竹沢小学校

学校の統合により新発足した東竹沢小学校ではこれを記念して校章を募集しておりましたが、みなさんの熱意により応募者数84名・作品点数195点の応募がありました。

この中から 1 点が下図の通り選定されました。



## 選定デザイン

**創設(統合)** ●四部落の協調と和を基盤にして、新しい学校づくりを目指す校区・児童・職員の心をあらわす。

- 創設(新しい学校づくりの方向性)
- 統合(和・まとまり・協調)
- 四部落(羽ばたき・活動)
- 三校(推進力・実践力)



(11)

大切なものの

池谷青木

ば言葉を誤つ

私は口下手な性か特に言葉の大切さを痛感しています。例え短かな言葉でもその持つ言葉の一つ一つは大切な役割を持つものだと思います。聞き手にどう受け取られ感じられるか特に保育園児に於いては考えずにはいられない問題の一つです。例えば「ありがとう」と子供の

いでしょうか……

最近、「サンキュー」という言葉を日本語同様使われている様に思います。日本語を正しく話すと、いうのは私にとって重々しく感じられる時があります。「サンキュー」という言葉も元来同じ意味を表わすので、どうが使われる様に

の無い言葉や動作に等しく憤りの  
感じる言葉にさえ多少なりかねないとは言えないと思います。些細な事とは言え大切なのはその人の  
心の中に生きてこそ心の触れ合い  
ができるのではないでしょうか：  
例え目には見えなくとも人のも  
つ“心の暖かさを感じられる”そ  
んな言葉を発したいものです。

広報やまこし

交通事故の多発や輸血が必要な  
疾病的増加にともない、輸血用血  
液の必要量は年々増えています。  
この血液は、善意の人々の献血  
によってまかなわれており、毎日  
多くの尊い命を救っています。  
本年もみなさんから献血精神を  
よく理解され、積極的にご協力を  
いただきありがとうございました。  
今年の協力者は次のとおりです。

第一回（六月二十九日）

|     |       |    |       |    |
|-----|-------|----|-------|----|
| ○竹沢 | 岡本    | イツ | 星野    | 勝利 |
|     | 小池    | 正夫 | 星野    | 清剛 |
|     | 高野    | 信義 | 星野    | 信一 |
|     | 小池    | 清  | 星野    | 吟二 |
|     | 高野    | 与喜 | 小池五郎作 |    |
|     | 高野    | 三男 |       |    |
|     | 高橋    | 富作 | 関 関   |    |
|     | 星野久美子 |    | 星野 洋  |    |
|     | 星野健太郎 |    | 京子 稔  |    |

○竹沢

この撮影会は、朝日新聞東京本社企画部内にある、全日本写真連盟関東本部によって、毎年全国各地の名所・景勝地を対象に実施しているもので、新潟県においては佐渡・弥彦・山古志村と三ヶ所の候補地のうち、最終的に山古志村が選びだされたのです。

滝沢馬琴の「南総里見八犬伝」にくわしく書かれてある伝統ある行事、「角突き」、わが国の錦鯉の発祥の地として、雪国独特の曲家の民家と段々たんぼ、そして、村内にはコスモス・ケイトウが咲きみだれ、一、〇〇〇体にものぼる石仏が微笑み、神楽舞い・郷土芸能など、写真の題材として魅力いっぱい……というのが、選び出された理由です。

十月一日は、朝五時に山古志中学に到着し、開会式等を行なった後、七時頃から竹沢・東竹沢・南平・種芋原の撮影地に散り、午後

から特別興行の闘牛（約一〇取り組み）を写し、夜は蓬平温泉と古志の民宿に分宿することになり、第一日の十月一日は、虫亀と蓬平地区を対象に、正午には撮影を終わり、帰る日程となつております。

このような大規模の催しは、古志村にとって始めてのものでありますので、村民一丸となつて協力し、成功させたいものです。

またこの撮影会には、写真愛好者なら誰でも参加できますので、参加費一、二〇〇円を添えて役場まで申込んで下さい。賞品も沢山あるようですので、村民の方が入選されることを期待しております。



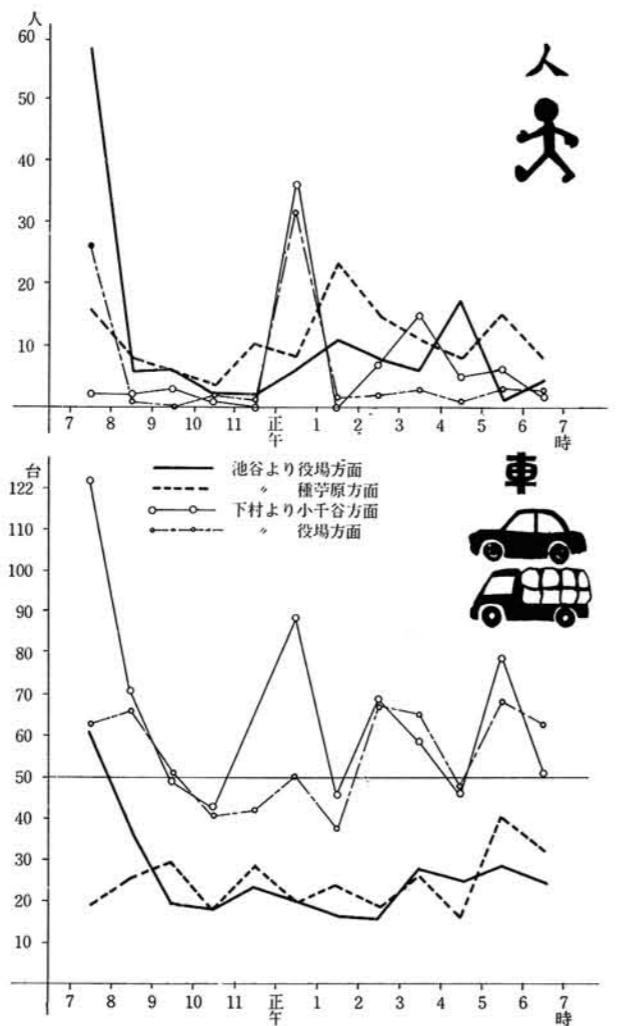
指定列車で歸りの鮎魚の  
ふるさとへ——十月一日~二日

全日本写真連盟関東本部

# 山古志村で大撮影会

# 交 通 量 調 查 — 全 国 一 斉 —

この調査は、3年ごとに行われるもので、道路交通の現状と問題点を把握し、将来の整備計画を策定する基礎資料となるものです。村内では池谷・下村の2ヶ所で実施されました。(七月五日)



苗場山と七ツ釜  
これから記す右題のものは、  
越後国にとつて軍事、交通の両  
面から見て重要性だった歴史は  
残つておらず、むしろ、文化の  
めぐみのおそいと云われる秋山  
郷の一部をになう魚沼の地籍に  
あるだけ、書けば觀光的要素の  
みとなる恐れもあるが、三国峠  
と三国街道の一片にふれ、その  
街道や峠に變つて、国道十七号  
線が通つた。この国道を通つた

地にして常に烈風凜々たれば老樹といへども幹一丈五尺以内にて枝葉数十方に繁茂す。奇岩怪石最も壯觀なり。所々小丘の上に恰も水田の形あり苗田と云う。稻の若苗の如く大豆、小豆、粟、稗、きび、木綿畑等の名称ありて各一、三千坪宛其品に類似せし一様の異草繁茂す。薬草も数品生ずと記し尚続ぐが次に載せる。

山志よやま  
(92)

卷之三

まだまだ、二十数名の零細企業

私たちもで生産されるクロスバ  
ー束線と称する製品は、電話交  
換機の心臓部であり、取引先を  
通じ電々公社及び私設交換局等  
でその役割を果しております。  
皆様方もこの交換機により、  
毎日いろいろな御用件でお電話  
なさつておられることがあります。  
このような製品ですので品質管  
理には特に細心の注意が要求され  
社員一同真剣に作業に取組んでお  
り、これから益々必要性の要求さ  
れる通信情報関係の一端を負うと  
努力しておるところです。

## 改正された国民年金

| 区分     | おもな改善事項   |       |                   |        |                   |       |                   |
|--------|---|-------|-------------------|--------|-------------------|-------|-------------------|
| 拠出年金   | <p>1. 物価スライドによる年金額の引き上げ<br/>(52. 7実施)</p> <p>ア. 老令年金</p> <table> <tr> <td>5年年金</td><td>15,000円 → 16,408円</td></tr> <tr> <td>10年年金</td><td>20,500円 → 22,425円</td></tr> <tr> <td>25年年金</td><td>32,500円 → 35,558円</td></tr> </table> <p>イ. 障害年金 1級 41,250円 → 45,125円</p> <p>ウ. 母子・準母子・遺児の各年金<br/>33,000円 → 36,100円</p> <p>2. 老令年金の額の特例 (52. 8実施)<br/>(最低保障) 13,500円 → 15,000円</p> <p>3. 保険料の改定 (53. 4実施)<br/>定額保険料 2,200円 → 2,730円</p> | 5年年金  | 15,000円 → 16,408円 | 10年年金  | 20,500円 → 22,425円 | 25年年金 | 32,500円 → 35,558円 |
| 5年年金   | 15,000円 → 16,408円   |       |                   |        |                   |       |                   |
| 10年年金  | 20,500円 → 22,425円   |       |                   |        |                   |       |                   |
| 25年年金  | 32,500円 → 35,558円   |       |                   |        |                   |       |                   |
| 福祉年金   | <p>1. 年金額の引き上げ (52. 8実施)<br/>(月額)</p> <p>ア. 老令年金 13,500円 → 15,000円</p> <p>イ. 障害年金 1級 20,300円 → 22,500円<br/>2級 13,500円 → 15,000円</p> <p>ウ. 母子・準母子 17,600円 → 19,500円</p> <p>2. 支払い期日の変更 (52. 10実施)<br/>1月・5月・9月 → 4月・8月・12月</p> <p>3. 所得制限の緩和 (52. 5実施)<br/>本人……2人世帯の場合</p> <table> <tr> <td>老齢・障害</td><td>153万円 → 164万円</td></tr> <tr> <td>母子・準母子</td><td>296万円 → 320万円</td></tr> </table>   | 老齢・障害 | 153万円 → 164万円     | 母子・準母子 | 296万円 → 320万円     |       |                   |
| 老齢・障害  | 153万円 → 164万円   |       |                   |        |                   |       |                   |
| 母子・準母子 | 296万円 → 320万円   |       |                   |        |                   |       |                   |

国民年金法がさきの国会で改正されましたので、その主な内容をお知らせします。

今年の改正では、昨年度の全国消費者物価指数が九・四%上昇しましたので、「物価スライド」の仕組みで、拠出制年金額（老齢や通算老齢はじめ、障害・母子・準母子・遺児・寡婦の各年金）はこの率に応じて引き上げられ、七月から新しい年金額になりました。

また、年金額の引き上げにともなって、保険料額は、昭和五十三年四月から月二、七三〇円になります。

それから、これまで福祉年金の支払い期月は一月・五月・九月の年三回でしたが、五十二年十月からは四月・八月・十二月に変更され、今後は盆と暮れに年金が間に合うことになります。

また、暮れの十一月支払い期だけは、希望すれば十一月に年金を受け取れるようになりました。

## 職場訪問 (8) -

五十嵐英益

も、物価上昇率九・四%を上回る改善が図られました。

**(有)山古志通信製作所**

## 国民年金が

(日本電信電話製作所  
志通信製作所(油夫)は、電話交換機の配線を  
作っています。